

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内とします。

なお、質問は一問一答方式となっていますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いを申し上げます。

質問は、3番手嶋いずみ議員、1番鈴木康友議員、4番後藤田麻美子議員、6番松本英隆議員、9番吉原経夫議員の順に行っていただきます。

3番手嶋いずみ議員の一般質問を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみでございます。議長のお許しをいただきましたので通告に従いまして2問質問させていただきます。

まず初めに、パスポート申請窓口の開設をでございます。

2問目が防災無線による定時放送の時間変更をということでございます。

まずパスポートの件ですが、本年3月末をもって津島市にありました海部旅券コーナーが廃止されました。今まで旅券コーナーを利用していた住民の方から御連絡があり、ぜひ大治町での申請、受け取りができるようにしていただきたいとお声をいただきました。県は平成24年度から各市町村での申請、受け取りを促しております。現在、54市町村あるうちの県内での旅券発行事務の移譲を受けている市町村は30市町あります。海部地域では津島市、愛西市が本年4月より開設いたしました。大治町の住民の方は名古屋駅のJRセントラルタワーズ15階にある愛知県旅券センターでのパスポート取得となります。名古屋駅に近い大治町ではありますが、名古屋駅での受け取りには交通費の負担、混み合っているため時間もかかります。申請、受け取りと名古屋まで2回出かけなければなりません。近年、海外旅行をする旅行者は増加しております。身近な場所で戸籍取得と申請がワンストップで可能となります。住民の皆さんの利便性を考えると行政

サービスの向上となるのではないのでしょうか。町長のお考えは。

続きまして、防災無線による定時放送の時間変更をということで、現在毎日正午と午後6時にチャイムが放送されています。午後6時のチャイムは平成24年3月号の「広報おおはる」に、「防犯意識の向上や子供たちの帰宅時間を促す啓発を兼ねて、4月より放送を開始します」と住民の方にお知らせして始まりました。開始された当時は大変好評で私もチャイムが鳴ったら帰るんだよと子供に呼びかけていました。子供たちの間でもチャイムが帰宅する時間と認識するようになりました。当初は多少暗くなって遊んでいても気にする方は少なかったのですが、最近では社会情勢により児童に対する防犯上の配慮から、今の時期午後6時では真っ暗です。4時半にしていだきたいと要望がありました。ことしの最も短い時間、冬至は12月22日となります。夏至と冬至の差は3時間ほどあります。子供たちは時計を持っていません。外で元気よく遊んでいると時間も忘れあつという間に暗くなってしまいます。長年、午後6時という決まった時間に放送しているので戸惑ってしまわれる方もみえると思いますが、今多くの自治体が日没に合わせて時間を変更されています。子供たちの安心安全のためにもぜひ地域ぐるみで帰宅を促す声かけになるように、11月から2月までの間は日没にあわせてチャイムの時間を変更するべきだと考えます。町長のお考えは、以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

パスポート窓口の開設をと御質問をいただきました。

本町に窓口を設置した場合に、今現在は申請から交付までの日数が6日間ということですが、本町でやるということになりますと2日間延びまして8日というようなことになりまして、また日曜日のパスポート交付には職員の配置が必要になる。あるいはパスポートを緊急に必要とする場合等の案件については受け付けが対象外というようなことにもなると非常に不便な面も一面あるというのが事実であります。

また窓口設置に伴いまして業務を行うスペースの確保、するための改修、あるいは初年度経費としての消耗費、備品等の経費が発生することになります。また業務に必要な経費も毎年必要になってくるということもございます。

本町、非常に便利な、名古屋に出るにも便利でありますし、できましたら愛知県旅券センターを利用していただけるとありがたいのかなとそんなふうに思っております。でありますので今のところ本町において設置するという事は考えておりませんので御理解いただきますようお願いしたいと思います。

防災行政無線による定時放送の時間変更という御質問をいただいておりますが、今現

在毎日6時に放送させていただいておりますが、このチャイムにつきましては6時をお知らせするという意味もありますし、また反面、放送設備の動作確認ということも兼ね備えて行っているものでありますので、今のところ日没にあわせて変更するということは考えておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋いずみ議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

今町長の答弁をいただきまして、私は詳しいことを知らないといけないと思い県の方に聞いてきました。まず町長の言われる場所の確保ですが、アメリカ合衆国のテロ事件以降、パスポートにICチップの埋め込みが義務づけられました。でき上がったICチップの確認のためのノートパソコンのようなデータ読み取り機が要るそうです。ノートパソコン程度の大きさなので特別に場所を確保する必要もなく、キャスターつきワゴン台のようなものの上に置き、事務所隅に置いてその都度持ってきて対応していただければ結構ですとのことでした。他に備品として期限切れのパスポートのICチップに穴をあける穴あけパンチ、写真を切るカッターが要ります。どれも小さく管理していくにも場所はとりません。受付カウンターも特別新たに設置しなくてはいけないという義務づけもなく、今使用のカウンターで結構とのことでした。このことはことし津島の旅券コーナーが廃止される折に県の方が大治町に来て同じ説明をされ、ぜひ大治町さんも委譲を受けてくださいと促してくださいました。そのとき町民から要望があれば考えますとの返答でしたと言ってみえました。今そのときではないでしょうか。

次いで土日の職員の配備ができないとの理由です。土日の対応ですが、委譲を受けている各市町村も土日の対応をしていないところが多いです。基本、申請は委譲を受けてしまうと大治町の住民の方は大治町での受け取り申請になりますが、日曜日しか受け取りができない方、また急な出張等で早く要る方は名古屋駅旅券センターでも受け取り、申請ができます。また、町の負担が気になるころであります、県より交付金があります。備品に関しては上限50万とのことで読み取り機、穴あけパンチ、カッター等で数万円出る程度で賄えます。事務手数料として1点発行に775円の交付金があります。昨年大治町では1年間で1,000件ほどありましたので、1,000件が多いか少ないかはいろいろ考えるころであります、私は1,000件も利用されているんだなと感じました。単純計算で年間約80万円の交付があります。6時間のパートさんお一人雇用できるのではないのでしょうか。また、1日4件ほどの対応になると思いますので余り負担にはならないかと思えます。住民課としては新しい取り組みへの不安、大変さはあると思いますが、県の旅券センターがホットラインを設置しているのでいつでもわからないことは聞いてい

ただければ対応しますとおっしゃってございました。日々忙しい業務の中ではありますが、どうか住民の皆さんが喜んでいただけることと受けとめ再度検討をお願いいたします。

○住民課長（堀田泰秋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

住民課長、どうぞ。

○住民課長（堀田泰秋君）

スペースですとか経費とか先ほど議員さんおっしゃられたとおり県の方からも聞いておりますが、現在大治町といたしましては先ほど町長が申しましたとおり県の方に行っていたとということで設置は考えておりませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

大治町で厳しいということであればですが、隣の市町村を含めこれは県が促していることでありまして、隣の市町村合わせてやっていただいても結構ということなので、今後推進の方も大治町から声かけをしていただいて、もし大治町でできないという結論になればそちらの方の推進もお願いしたいと思います。

○議長（横井良隆君）

連携ということだよ。

○3番（手嶋いずみ君）

はい、連携ということですよ。

○議長（横井良隆君）

連携の可能性は。

○住民課長（堀田泰秋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

住民課長、どうぞ。

○住民課長（堀田泰秋君）

確かに広域でやってみえる自治体もございます。ですが、あくまでも他の自治体との関係がございましたのでその時が来たときにはまた検討させていただくということで今回は考えておりませんのでよろしくお願ひします。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。どうかよろしく願いいたします。

では続きましての2問目でございますが、チャイムも行わないという、ちょっと私自身納得いかないことでございますが、本当に真っ暗の中、防災無線の始まりのきっかけが防犯上、子供たちの安全のために鳴らすというふうな趣旨で始まったことになるのに、なぜそこにずっと6時でやっ払いこうと思われるか、町長の意見を聞きたいと思います。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

防災危機管理課長、どうぞ。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

始まりはそのような始まりであったかと思いますが……

〔「違う」の声あり〕

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

基本的に始まったのはテスト放送でございます。以上です。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番手嶋議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

最初始まったのはテスト放送で正午のテスト放送だけでした。それが24年度の広報おはるにも載っております。これは事実でございます。テスト放送を兼ねての防犯上のチャイムと書いてありました。その点どうなんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

議員おっしゃるのは平成24年の3月広報だと思いますが、この広報の中でもきちっと

書いてございます。毎日午後6時からチャイムを放送します。したがいまして今6時から放送をしております。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。優しい町になるために皆さんやっぱり要望しているんですね、このチャイムに関しては。もう2年前も後藤田議員からも何度もこの防災チャイムに対しての早くしてくれないか、町民もお母さん方もできれば4時半は厳しいにしてもせめて5時にはしていただけないかという意見がございます。そんなに防災チャイムを変更することは厳しいことなのでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

防災無線のチャイムの変更につきましては、議員のおっしゃるとおりで変更すればその都度非常な負担はかかります。ただ、できないことではないです。ただし、これに基づく町民の皆様の誤解ですね。それから何で今鳴ったんだというようなことは数々あるかとは思いますが。そして、子供の帰宅時間をチャイムに任せるというようなことも我々としてはしたくない。以上でございます。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（横井良隆君）

手嶋議員、どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

わかりました。私の質問は以上で終わります。失礼いたします。

○議長（横井良隆君）

これで3番手嶋いずみ議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番鈴木康友議員の一般質問を許します。

○1番（鈴木康友君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

1 番鈴木康友議員、どうぞ。

○1 番（鈴木康友君）

1 番鈴木康友、議長のお許しをいただきましたので通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

はるちゃん活用による、町の認知度・イメージアップ。

ベッドタウンとして開発が進んでいる大治町は、今後も近隣都市からの転入者が見込まれており、周辺環境的にも良質な居住区としての選択肢になることが重要だと考えております。

そこで、大治町の認知度やイメージ向上の一環として大治町マスコットキャラクターである「はるちゃん」の魅力や用途を向上、拡大していくことで町の認知度やイメージアップにつなげていきたいと考えます。他の自治体や企業は次のような取り組みを行っております。公的デザインの種類をふやすことで活用範囲を広げる。またキャラクターの魅力や価値を高めていく。また町ホームページにてイラストデータのダウンロードを可能にする。こちらは東栄町ですね、友好都市の。ホームページでイラストダウンロードができるようになっております。町内自治体や個人また学校等に使用者を広げることでSNSネットワークを通じて第三者による普及展開を行い、認知度やイメージ向上につなげております。また、新たな商品、コンテンツの開発の実施。またアプリ用のスタンプなど、またマグネットステッカー、ピンバッチなどいろいろな商品の開発にも努めておられます。実際に駅伝の応援に行かせていただいたときに各自治体さん、さまざまな工夫を凝らしてPRをしてみえました。ぜひ大治町もいろいろな可能性があると思いますのでそのあたりも考えていきたいと思えます。また周辺市町村や友好都市のキャラクター、企業とのコラボレーション。こちらの方、例えば西濃運輸さんですと大垣は子育てのまちだということで、小型貨物のトラック全てにカンガルーとともに「子育てのまち大垣市」というステッカーを張ってトラックが走っております。こちらは町で見かけることがあると思います。また、お隣清須市はこのような形で大きく清須市ということでトラック一面をデコレーションいたしまして町のPRに努めております。このような形で企業でしたりとか地方自治体とのコラボレーションというのはますます進んでいくものかと考えますので、大治町は今後広報への具体的なビジョンとしては「はるちゃん」を含めてどのようにしていくかを確認したいと思えます。

また次の設問ですが、大治町地域防災計画を問うということです。

ことし10月に発生いたしました台風19号と一連の豪雨では、こちらは2019年11月14日NHKの放送から引用しておりますが、16都県で延べ301河川で氾濫。また、8万7768棟の住宅が被害を受けました。そして宮城県丸森町や茨城県大子町などの庁舎は水没してしまいまして、被害を受けるとともにその庁舎に立ち入ることができなくなったケースもあります。災害対策へ大きな支障が発生したこの台風19号や一連の豪雨の件ですが、

それ以外の過去の被害事例でも役場の浸水により非常電源や通信機器を含む重要設備が使用不可になったケースや庁舎が対策本部として使用できなくなる事例が多く存在いたします。災害時に対策本部が設置される庁舎が河川氾濫などで浸水想定地域にある市町村は2018年6月時点で全国707市区町村あり、全国的に対策本部自体への対策が求められております。東海豪雨の際は町役場西側道路が冠水しているように、大治町ですね。役場周辺は低所となっております。それはこちらの方で見ていただきますとこれ大治町全体、ハザードマップから引用しておりますが、ピンクのところが大治町と公民館です。周辺が1.3メートル、1.2メートルで北の方は0.7メートルということなのですが、南北に通る道路のところは0.4、0.3、0.2ということで役場周辺が低所となっております。こちら集中豪雨等のときには、またさきの台風19号のような豪雨が発生した場合、庁舎の浸水または周辺地帯の水没の危険性への検証や具体的な対策はどのようにしているか。

また、周辺の河川が水位上昇で排水ができなくなった場合は内部氾濫のおそれがあります。大治町防災マップなど新たな想定項目として内部氾濫、内水氾濫、また3つの小さな河川といいますか、小切戸、円楽寺、小糠田川の方も防災マップのハザード情報として新たな想定項目として今後検討していかかでしょうか。その考えはどうですか。

そして本年10月12日に避難所が開設されました。どこの避難所が開設されたのかわからないとの町民の皆様からの意見がございました。避難準備、高齢者等避難開始を含む早期避難が現在ありますので、そういった状況を踏まえて避難所開設の告知方法、また周知の方法をメール、今は防災無線に頼っているのかもしれませんが、また新たな方法やその周知徹底がさらに必要ではないかと思っております。以上です。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

まず「はるちゃん」活用の御質問をいただいております。

初めに公式デザインの種類の追加によって大治町マスコットキャラクター使用取扱要項では、図柄を変更しての使用の場合は申請手続をした上で許可を得れば使用できるというふうになっております。追加については今のところは考えてはおりません。

次に、ホームページからのダウンロードであります。他市町のことも考えながら検討してまいりたいと思っております。そのイラストを使用して第三者がSNSに使用、普及展開する場合は要項の定めるところにより今のところ許可を必要としております。

次に商品開発等ではありますが、はるちゃんグッズが現在12種類ありまして、平成30年度はノートを新たに追加しました。本年度は附箋を新製品として作製をいたしました。

現在も実施をしておるところであります。

次に他市町村のキャラクター、企業とのコラボレーションについては、これまでも他市町でのイベントに参加をしましてPRをさせていただいております。今後も機会を捉えて実施をしていきたいと思っております。

最後になりますが、これまでの「はるちゃん」の活用が町の認知度やイメージアップに一定の効果を上げていると考えております。今後につきましても活用をさらに進めていきたいと思っておりますし、至るところでマスコットキャラクターを参加させるということでもかなり「はるちゃん」も認知度が高くなってきて、いろんなところで人気も出ておるかなとは我々も自負をしておるところでありますし、新製品についてもまた今後随時考えていきたいと思っております。随分周知されてきたんじゃないかなとは考えておるところであります。

続きまして、大治町地域防災計画を問うということで質問をいただいております。

東海豪雨の際は町役場西側道路が冠水をしているように役場周辺は大変低いところになっております。19号のような豪雨が発生した場合、役場浸水やあるいは周辺地帯の水没の危険性への検証や対策はどうかという質問をいただいております。豪雨等の気象情報の収集に努め、事前の排水機場への配備及び排水の運転を現在も行っておるところであります。また、排水能力が低下しないように水路及び河川のしゅんせつ、側溝の清掃には日々努めておるところでございます。検証につきましては次問の方で答えさせていただきたいと思っております。

周辺の河川が水位上昇で排水ができなくなった場合は内部氾濫のおそれがある。これ大治町の防災マップなど新たな想定を項目として検討してはどうかとの御質問をいただいておりますが、近年全国各地で多発する記録的な豪雨に伴う浸水被害に対し、海拔ゼロメートル地帯に立地する本町においても喫緊の検討課題であるということは認識をしておるところでございます。また本年10月国土交通省より「内水ハザードマップ作成促進」の通知が発令されまして、国を挙げてさらなる防災力の強化が図られているところでございます。つきましては、本町においても内水による浸水被害を最小化することを目的に住民の皆さん方に自助及び共助を促す機能等を有する「内水ハザードマップ」の策定に向け、今現在県とも打ち合わせをして進めておるところでございます。

避難所開設の新たな方法の検討はとの質問もいただいております。台風等における自主避難所の開設情報につきましては、現在メールサービス、ホームページ、テレビの災害情報でお知らせをしております。避難準備高齢者等避難開始を発令する、いわゆる警戒レベル3以上になりましたら防災行政無線でお知らせをするほか、広報車等も活用していきたいと思っております。

また地元のコミュニティFMともいろいろと協力をしながら周知の方法については進めておるところであります。エフエムななみ、これは皆さんラジオをつけていただければ

ば聞こえると思いますが、こちらからも発信をするということでこれはもうエフエムな  
なみ開設当初から協定を結んでおるところでありますので、こちらも利用していただ  
くとありがたいと思っております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

では、1つの目のはるちゃんのイメージアップについて再度お伺いしたいと思います。  
私は「はるちゃん」が大好きなので議場の中心で「はるちゃん」への愛を叫びますが、  
まず設問の1つ目として公的デザインの種類をふやすこと。こちらの方は今の段階では  
考えてはおられないということで町長から答弁をいただきました。こちらの方の絵を再  
度見ていただきたいのですが、こちらは東栄町のマスコットキャラクター「オニスター」  
君、700歳です。こちらの方の表情を見ていただければうちの「はるちゃん」も大変魅力  
的なマスコットかと思いますが動きがございます。そして想像力があります。このよう  
な形でたくさんの「はるちゃん」の表情や姿、動きを表現することで活用性が多様に  
富んでくるということで、そちらについて小学校また幼稚園、保育園、またその他自治  
体のところでもお知らせ等に大いに活用できるツールになる。これは地域コミュニ  
ー発展にも大いにつながってくるものですので再度検討していただきたいと思いつつ、  
こちらの使用許可につきましてもダウンロードについて、SNS等の個人使用について  
も許可制だということでしたが、「くまモン」につきましてもこのように著作権法に定め  
る著作権の制限に該当する場合について、これは個人で使用する場合ですので……、変  
わっていない。固まっていますか。ちょっと議長、暫時休憩でよろしいですか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（鈴木康友君）

はい。

○議長（横井良隆君）

はい、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

失礼しました。では、「くまモン」はこのように著作権の該当で個人利用は認めるよという形で書いてあります。また報道目的、学校目的。そして「オニスター」の方も同じく個人目的は利用可ということではありますが、今後大治町のマスコットキャラクターは考えない、ダウンロードについては検討していく、考えていくということですが、個人の使用等については考えていない、許可制だということだったんですが、個人の使用とダウンロードの違いの考えていくというものの違いがいまいちわからなかったんですが、もう一度ちょっと御答弁をいただいてもよろしいですか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

キャラクター使用取扱要項の3条の中に、営利目的としないで、個人的また家庭内でその他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することはできると定めております。そのデザインのダウンロードにつきましては、方策、方法もありますので自由にさせていただけるようにはできますので検討をしていくということですが、その使用に限っては許可が、要は広くSNS等で普及展開していくということであれば許可申請をしていただくというような要項になっております。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

広く使うということはSNS等のアイコンなどで個人で使用する場合は広く展開する範囲には含まれるのでしょうか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

そのように理解しております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木康友議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

ぜひそこは使えるようにしていただかないと、このSNSの社会の中で取り残されてしまう気がするのですが、次の設間に移りまして、このように「はるちゃん」のバリエーションが他の自治体のようにふえていけば新たな企画商品やコラボレーションも生まれてくるのですが、こちらの方に大治町の防災倉庫がございまして、これ多分大治太鼓だと思んですが、こちらのデザインというものは許可制で出されていると思うのですが、こちらについてはどちらから出られたものですか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長。

○企画課長（水野泰博君）

大治太鼓保存会さんからの申請をいただいて許可を出しております。ごめんなさい。こちらについては行政が行っているものですので行政の内部で仕様変更する場合には許可等は必要なしで利用しております。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

こちらは行政のデザインだということで今確認ができましたので、こちらの「はるちゃん」の商品化については特に町長も大治太鼓の方に御出演なされている、PRをいただいているということでぜひピンバッジ等があれば僕も他のところでPRが、大治町の赤ジソ、そしてつるし雛、また和太鼓ということでそれに準じた「はるちゃん」があれば広くPRができるんですが、こういったデザインについての商品化等の検討は現在ございますでしょうか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

現在のところはございません。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員。

○1番（鈴木康友君）

それでは、こちらの「はるちゃん」についても今の段階で検討はないということではありましたが、それでは他の自治体、先ほどの東栄町さんの「オニスター」君でしたりとか美唄市もございますのでそういったところのキャラクターとのコラボレーションだったりとかそういった企画について検討の段階だったりとかいうものはありますか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長。

○企画課長（水野泰博君）

先ほど町長からもお話がありました。他市町村で行われるイベント等にも数多く参加しておりますが、今おっしゃられる友好自治体を限ったコラボレーションは現在ございません。今年度美唄市の方で行われている歌舞裸まつりの方に「はるちゃん」も参加しておるような実績はございます。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員。

○1番（鈴木康友君）

具体的な商品やそういったPRの形というもので形としての表現はないということですか。参加ということですよ。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

議員おっしゃっておるのは一緒になった商品開発で一緒の状況の中でつくるという意味ということでしょうか。少し確認をしていただきたいんですが。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

おっしゃるとおりでございます。各友好都市のキャラクターが2つ並列しているものでしたりとか、また広報等にどここのキャラクターが友好都市でこのキャラクターがいますよという発表でも構わないのですが、何か大治町としての独自のコンテンツへの発表の中で各友好都市でしたりとかそういったキャラクターの発信というものは企画とさせていただきますでしょうか。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

ホームページの方で友好自治体のページをつくっておきまして、その中ではキャラクターの紹介等もさせていただいておるものでございます。以上です。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員。

○1番（鈴木康友君）

では1つちょっと設問に戻ってしまうんですが、ダウンロードについては検討していく。そちらの使用についてSNS等は個人的使用の範疇を超えているということでそちらについては許可制だよということなんですが、そうすると「はるちゃん」というものの使用について自治体とかがイラスト、お知らせ、例えば何々の会がありますよとかで使用するということのものにつきましてはどのような使用に当たるのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（水野泰博君）

議長。

○議長（横井良隆君）

企画課長、どうぞ。

○企画課長（水野泰博君）

こちらですね、こちらも使用取扱要領の3条の2項の(2)町内会等の住民組織が地域への奉仕活動または地域活性化につなげる活動において使用するときは申請は必要ないというような形に御利用いただけるということになっております。以上です。

○1番(鈴木康友君)

議長。

○議長(横井良隆君)

鈴木議員、どうぞ。

○1番(鈴木康友君)

SNSが発展している昨今ですから、その広告ではないですがお知らせ等をSNSやネットワーク上で展開された場合にこちらの方が少しどちらに該当するのかわからなくなる部分が出てくるかもしれないんですが、今後について例えば個人のホームページでそのようなお知らせとかを展開した場合に使用の、先ほどの3条に該当するのか、ホームページやそういったものについては許可制だよということとどちらに該当していくのでしょうか。

○企画課長(水野泰博君)

議長。

○議長(横井良隆君)

企画課長、どうぞ。

○企画課長(水野泰博君)

あくまでも「はるちゃん」のキャラクターについては、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することができるというふうに要項で定めておりますので、個人のホームページであろうが広く誰も見られるような状況であれば申請は必要であると考えております。以上です。

○1番(鈴木康友君)

議長。

○議長(横井良隆君)

鈴木議員、どうぞ。

○1番(鈴木康友君)

ありがとうございます、御答弁いただきまして。かなり限られた状況でのみ「はるちゃん」を利用していただきたいという意向はわかりました。広く開放をぜひ、SNSの多様化の時代ですので開いていただきたいなと思います。

では次の設問で、大治町地域防災計画を問うということで、先ほど町長から御答弁をいただきました。内水のハザードについては計画を進められているということで今緊急の対策を練っていただいているということで伺いましたが、実際に大治町のこの庁舎におきまして1階部分に非常電源でしたりとか放送通信、また住民基本台帳等のサーバー

など重要な主管設備というものは1階にどれぐらい存在しているものでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

非常電源につきましては4階以上、それから住民基本台帳その他システムについては確かに基本的には1階にございますが、過去の浸水履歴から見て床上には入ってございませんのでその辺のところはクリアしているというふうに思っております。

それから通信設備その他についても高層階に設置をしておりますので支障はないと思っております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

新たに対策が必要に迫られる機器等、また今後も電子機器はふえていくというふうに認識しておりますので役場庁舎自体も耐震工事や補修がいつぞやかの時期に行われると思うのですが、その機会にそういったものを2階に移設したりとかそういった考え方はございますでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず役場庁舎本体構造につきましては、地震における耐震性は既に有しておると認識しております。それから議員御心配のことにつきましては改修がございましたらば、当然

そのことを考慮して改修していくということでございます。したがって、今システムの入れかえを行っているところでございますが、これにつきましてもクラウドを利用するなどサーバーを本町以外のところにも保持するというような活用で今進んでおるところでございます。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

ありがとうございます。それでは、本町が機器的や電子的なことで浸水した場合に停止するという最悪の事態は防げるということで確認をさせていただきましたが、こちらの方の……、済みません、ちょっと暫時休憩でいいですか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

はい、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

失礼いたしました。先ほど町長の方から御答弁いただきました避難所について、避難所につきましては開設についてのお知らせはメールまた町ホームページ、そして状況によって防災無線の方で行っていくということで伺いましたが、メールサービスへの加入率がまだ低い。また、防災無線の方が全国の事例でかなりの大雨で屋根の材質等によってはものすごい音がして聞こえずらい、聞こえなかったということで事例として上げられております。こういったところについて町として何か対策、または今後の検討というものはございますでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

避難情報、その情報の発信の仕方については非常に我々も苦慮しておるところでござ

います。議員御指摘のとおり非常に大雨のときに、例えば雨戸が閉まった状態で防災無線が聞こえるのかとこういった問題は多々聞いております。したがって、今町長が先に答弁させていただきましたように、メールの配信、テレビの放送それからエフエムななみといった受信機に頼らないところもあわせて考えていきたいというふうに考えております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

大治町につきましては現在避難所が13カ所あると思うんですが……

〔「12」の声あり〕

○1番（鈴木康友君）

失礼しました。12カ所の避難所がございますが、こちらについて例えば災害の種類、地震また河川の氾濫等によって役割というものは違ったりするものでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず我々が避難所の設定をするときは、当然大治町は低い土地にあるというのは認識してございます。したがって、体育館を避難所として指定している小学校、それから西公民館、それから民間の施設もございますが、それぞれが高いところに避難できるような状況にもあるというあわせての機能を有しているというふうに考えております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

防災計画の方を確認させていただきますと395ページ、こちらの方に災害対策用食料備蓄状況一覧ということで記載がございますが、こちらの中で特に今回本部の方に目を向けていきたいと思うんですが、大治町役場につきましては食料保存がサバイバルフーズが1,260で水につきましては備えていないという形になっているのですが、これは公民館のものを共用するという考え方なんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

役場本部というのはたしか避難所には指定していないので、公民館のものを共用するというふうには考えておりません。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

質問の仕方がまずかった部分があるかもしれませんが、本部が開設されたときに泊まり込みだったりとかまたそこから出られなくなる事態が発生したときを考えて、本部、こちらが対策本部になりますので役場自体に水だったりとか食料だったりとかを備えて緊急事態に耐久できるという考え方は今後ございますでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

通告ですか、これ。ちょっとこれは。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、質問の通告から徐々にずれてきましたのでその点、一応答弁もらいますがその分を配慮してお願いいたします。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

はい、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

災害対策本部に携わる者の水についてはそこには記載してございませんが、こちらには備蓄はしてございます。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

それでは道路西、庁舎から西側の道路が冠水するという危険性は十分に把握しており、今後その対策が急がれるということで町長から御回答をいただいているのですが、実際こちらの川のところが庁舎の前が浸水したりとかした場合に緊急のボートだったりとかそういったもので交通ができるような手段というのは大治町の本部として備えていますでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

浸水深をどれくらい想定するかにもよると思います。したがって、被害想定がある降雨状況にもよると思います。確かに備蓄するボートにつきましては水防倉庫に……、失礼しました、数についてはすぐには出てきませんが、ボートについては所有をしております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

では最後に1つ伺いたいと思います。「市町村のための水害対応手引き」ということで平成28年の6月、内閣府の方から出ている資料を確認させていただきますと、大雨が急に降った場合の休日のときに道路の冠水また交通事情により職員の参集が間に合わなかったという事例が多々確認できておりますが、こちらについて大治町にお住まいの方も大勢みえると思いますが、実際にこちら連絡系統等が冠水してしまって招集できなかった場合に第2のところどこかに集まるとかそういった対策ってあるんでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

まず職員の方法につきましては職員のBCPを既に業務継続計画を作成しております。また、本部が例えば大雨は少し置いておきまして地震等被災しまして本部として使用できなくなった場合、これについては第2の本部を既に設置する場所等については定めております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員、どうぞ。

○1番（鈴木康友君）

確認をさせていただきましたらそちらにつきましては大治町役場、そしてその次が公民館、そして最後にスポーツセンターということで記載はございましたが、スポーツセンターの方では災害無線だったりとかそういったサブといいますか本町と連動した機器というのはございますか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

通信機器については持って歩けるようなりザーブを用意してございますので支障はないと思っております。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

鈴木議員。

○1番（鈴木康友君）

答弁ありがとうございます。以上で1番鈴木康友の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（横井良隆君）

これで1番鈴木康友議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので通告書に従って町長へ質問させていただきます。

災害用ビブスの導入についてでございます。初めに、防災対策についてお伺いします。

ことは台風15号が関東を襲い、その後19号と続き各地で甚大な被害がありました。全国から多くのボランティアの方々が被災地へ支援に駆けつけた様子を連日報道されております。三重県津市では災害時受援計画が設置をされています。この災害時受援計画とは、あらかじめ応援を必要とする業務や受け入れ体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限に活用して早期復旧を図ることを目的とする計画であります。災害発生時には目の前の業務に忙殺され受け入れ体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態を応援職員の派遣を断らなくてはならない事態も発生することも想定をされています。災害時受援計画の策定など継続的な改善により受援体制を確立することが可能になります。大規模災害、大規模自然災害の発生に備え、本町の考えをお伺いいたします。

次に、私は以前アレルギーの方に災害用ビブスの配布の願いをした経緯があります。これはビブスなのですが、このビブスは私が仲間の方と一緒にボランティアで青パトを行うときに着用しているものであります。数カ所にポケットがあり、必要とする項目を張りつけたりすることも可能であります。聴覚障害の方が手話や筆談のコミュニケーションがとれることにより、周りの方が知らせることができる災害用ビブスの配布についての考えをお伺いいたします。

また、地域住民の水害防止対策の一環としまして災害用土のうを備蓄しておくステーションを各小学校区に設置をしていただくお考えをお聞かせ願いたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

災害時受援計画についての御質問でありましたが、これ今まさに関係課と調整をしながら進めているところでありますので御理解いただきたいと思います。

またビブスの配布につきましてこの配布をとという御質問をいただきましたが、既に用意をしております6色200枚弱の物は用意をしておりますが、事前配布する必要はない

かなと思っておりますが、災害が発生した場合には上手に活用をして色分けで、あと運用の方法の問題ですので色分けでしておりますので、6色使いながら上手に運用できればと考えております。

また土のうの備蓄であります、現在役場と三本木の倉庫の2カ所に備蓄をしております。土のうにつきましては必要があれば事前にお渡しをさせていただいておりますし、また大雨等で急遽必要になったというときも職員の方で配るということもやらせていただいておりますので、今2カ所備蓄しておりますのでこれ以上場所等の問題もありますし、各地区にというにはなかなか無理なところがあるので御理解いただきたいと思えます。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

後藤田議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

1点目の災害時受援計画でございますが、今進めているという御答弁でございましたがちょっとお伺いいたします。人的支援の受け入れ手順や受け入れにかかる負担などが明確になっているのかをお伺いいたします。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

防災危機管理課長、どうぞ。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、関係課と調整をしながら進めているところでございます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

よろしくお伺いいたします。

次に、物資の調達や物流にかかわる受援体制の整備についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

防災危機管理課長、どうぞ。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

物資についてはということでございます。国のプッシュ型支援、それから各地からの救援物資等々が考えられるかと思えます。当町といたしましては三本木の水防倉庫、それから海部東農業組合大治支店、それから救援物資につきましてはボランティア支援本部等々が物資の受け入れ場所として体制を整えておるということでございます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

後藤田議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

次にボランティアの受け入れ手順や受け入れにかかわる役割分担の明確化について伺いをいたします。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

議長。

○議長（横井良隆君）

防災危機管理課長、どうぞ。

○防災危機管理課長（伊藤高雄君）

ボランティアの受け付けにつきましては、大治町は災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書に基づきまして社会福祉協議会が大治町総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置するということになっております。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

ともかく災害発生時には目の前の業務に忙殺され、受け入れ体制が調整できないと思うものでございます。熊本や東日本の教訓を受けて三重県の津市で、これ私も勉強させていただいたんですが、取り入れたということを伺っております。各地で災害時受援計画に取り入れている自治体もふえておりますので、本町においてもぜひとも一日も早い設置をしていただきたいことを私は切に願うものでございます。

2点目でございますが、町長からビブスの件は手配をしているということでお聞きしましたので、本当にそれは感謝しております。よろしく願いいたします。

また、最後の土のうの備蓄でございますが、自主防災会を持っている地域の方はそこに少し備蓄されているとお聞きしましたが、やはりこういう近年でございますのでとて

も役場の方へ取りに行けないという困難な方もいらっしゃると思います。役場の方からは配っていただくというふうにお聞きしましたが、やはり近くにあると本当に助かるのではないかなと。南小学校区は三本木のところにあります。また大治小学校区は役場となりますが、西小学校区はちょっとないのではないかな。自主防災組織というのがありますが、ないのではないかなと思って私は質問させていただいたのですが、そういったお考えも今町長はないということをおっしゃいましたがどうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

今御指摘のとおり西小学校区で今土のうステーションのような形で備蓄されているところはございません。今後の進め方についてはもう一度防災の方でよく練らせてください。あった方がいいか、ない方がいいか、あった方がいいに決まっていますのでこれについては少し考えさせていただきたいと思います。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

後藤田議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

もう一度考えていただくという御答弁に敬意を表します。ありがとうございます。それで……、ちょっと暫時休憩、議長、暫時休憩をちょっと済みません。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

後藤田議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

やはり防災対策というのは本当に身近であっていざというときにいろんな計画を立てても、いろんな手順を踏んでいてもいざというときはできないということもありますので、本当に大変な思いの中でございますが住民の安心安全のためにも今後とも力を入れていただきたいなと思って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横井良隆君）

これで4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番松本英隆議員の一般質問を許します。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

6番松本英隆です。議長のお許しをいただきましたので通告書に従い質問をさせていただきます。

今年度多くの水害が発生し、災害ごみの報道もよく見聞きいたします。大治町地域防災計画の災害廃棄物処理計画の中には、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため十分な大きさの仮置き場と明記されています。6.59平方キロメートルの大治町の中でこの十分な大きさの仮置き場とは現状どこを想定されているのでしょうか。

また、あらかじめ仮置き場を指定していくことで道路上にごみが山積することを防止でき、復旧作業の妨げになることを防ぐことにつながるのではないかと考えます。町長の考えをお聞かせください。

次に、災害廃棄物処理実行計画の策定といたしまして、発生した災害廃棄物の種類、洗浄等を勘案し、その発生量を推計した上で災害廃棄物処理実行計画を策定すると明記されています。今回多くの水害が発生した地域では災害ごみの処理に2年以上かかると報道されているところもあります。災害発生後に計画を策定することになっていますが、現状のハザードマップ、こちらの方で最悪の災害が発生した場合を想定してタイムフローも含めて再検討するべきではないかと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

大治町6.59平方キロメートルということでありまして、十分な仮置き場はどこを想定しておるかということでありまして、これはもともと大治町は大きな広場というのは1カ所でないのはこれもうわかっておる問題でありまして、小さなところを幾つか集めて全体として大きな仮置き場にしていかなければいかんだろうとそういう考え方であります。災害廃棄物の処理に当たりましては、住民への健康の配慮あるいは衛生環境面での迅速な対応が必要であることから大変重要な課題であると認識をしておるところであります。本年度策定予定であります大治町災害廃棄物処理計画書の中で大治町地域防災計画との整合性を図りながら、長牧の調整池であるとかあるいはちびっこ広場、ゲートボール場、あるいは町有地の仮置き場のところを検討しているところでございます。また、あらかじめ仮置き場を想定しておくということで道路上にごみが山積することが防止でき、復旧作業の妨げになることを防ぐこともできるんじゃないかと思っておりますが、本計画につきましては道路上にごみが積み上げられ、復旧の妨げとならないような災害廃棄物の処理計画を策定する考えでございます。オオブユニティとは運搬の協定は結んでおりますが、やはり一番ネックになるのは分別というものになってまいりますので、置き場とそれから配送よりも分別をどうするかというのが非常に大きな問題だと思っておりますのでその問題も十分検討していかないかと思っております。災害廃棄物処理実行計画について、現在のハザードマップで被害を想定し、タイムフローも含め再検討すべきではないかと御質問いただいておりますが、災害発生後は国の災害廃棄物の処理指針をもとに災害廃棄物処理実行計画を作成することになります。その際、タイムフローも含めて被害状況に応じて柔軟に対応していく考えでございますので御理解いただきたいと思っております。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

現在、災害廃棄物処理計画を策定中と答弁いただきました。このハザードマップを見てくださいと大治町内ほぼ全て全域浸水するようになっております。左側の庄内川の方で見ますと1メートルないし2メートルというのがかなり広範囲になっております。私の自宅の方でもちょっと自分ではかってみましたら50センチぐらいでぎりぎり床上になるかどうか。1メートルになると完全に床上浸水になります。これらを踏まえて仮置き場、今町長ちょっと答弁いただいたんですが、規模ですね。どれぐらいのものの大きさ、細かくあると思うんですがそこら辺はどう考えておられるんでしょうか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

平成28年10月に愛知県の方が愛知県災害廃棄物処理計画を策定いたしました。この中で国の指針に基づきまして推計をされてございます。その推計結果に基づく規模としましては大治町につきましては9,227平方メートルの仮置き場が必要とされております。先ほど町長の答弁にもございました、ちびっこ広場などの町有地を仮置き場候補地として検討しておりますが、また少しでも多くの面積が確保できるよう、例えば民間企業の駐車場なども企業の活動の妨げにならない範囲で協力をお願いできないかということも含めて検討しておる最中でございます。以上でございます。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

今ちびっこ広場という話がありましたが、現在球技場を含め大治町内26カ所ございます。ちびっこ広場が22カ所、球技場が3カ所、浄水場公園を含めて26カ所なんです。このうちちびっこ広場はほとんどが借地じゃないかなと思うんですね。ちびっこ広場の管理規則にもそういうのはうたっていないんですが、今後仮置き場として利用することに対してこのままの状態でも可能かどうかというのはどうなんでしょう。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

借地部分につきましては当然地権者さんの承諾を得ながら有事の際、環境に配慮しつつ必要に応じて利用させていただくことも考えられますが、ちびっこ広場等につきましては町有地の部分で検討を進めておるということでございますので御理解の方をよろしくお願いいたします。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

規則とかもありますので今後話し合いをしていっていただいて、ぜひちょっとでもそ

ういうものがあるといいかなと思います。

続きまして、大治町で近年の災害で記憶がありますのが平成12年の東海豪雨が直近で一番あったと思います。あのとき町内でも広範囲で浸水被害を受けたと思いますが、その当時の災害廃棄物の状況とか、もしおわかりになれば教えていただけますか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

当時の職員、担当職員からは発災後、約1週間ほど経過したところで被害にあった家具や水を吸った畳、道路側に出されておる状況だったと聞いております。撤去につきましては町のごみ収集業者また地元の土木業者に御協力をいただきながら、他の自治体の処分用地の一部をお借りいたしまして仮置き場として活用しておりました。その際、苦慮しながら処理をしたということ聞いてございます。したがって、災害廃棄物処理計画につきましてはこのような経験も含めまして大治町としての計画策定を行いまして、今後につきましてもより実効性のある計画書とすべく必要に応じまして見直しをしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

ありがとうございました。発災後1週間ほど経過した後、災害のあった家具や畳などが道路にという答弁がありました。仮置き場があったとしてもそこまでどうやって持っていくのかも別の問題であろうかと思いますが、ちょっと今回これ質問に入れていないので次回に省かせていただきます。それでいろんなボランティアさんとか欠かせないと思うんですが、今の中でほかの自治体の処分地を一つ借りるとかというのがお答えいただきました。大治町の地域防災計画、災害廃棄物の中の部分でも県及び周辺市町村と密接な連絡のもとに処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬、処分を行うというふううたってあります。周辺市町村と密接な連絡のもとにうたってあるんですが、現状まで何か周辺市区町村、例えばAOKTとかで何か話し合いとかそこら辺というのは今まであったんでしょうか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

海部地区環境事務組合の構成市町村の中でこの災害廃棄物の処理につきましては担当者間で今後につきましても勉強を続けていこうという話がありました。以上でございます。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

担当に一部事務組合がありますのでそちらの方でもまた議員通じてお話しさせていただきたいと思います。現在、災害廃棄物処理計画策定中と伺いました。仮置き場として通常は空き地のまま置いておくということは考え難い、難しいこととか、ないと思います。やはり十分な大きさが必要となりますと通常真っ先に思い浮かぶのが公園とかそこら辺になろうかと思えます。大治町、ここら辺全域そうなんです、水害が起きる可能性が十分大きいと思えます。例えば遊水池、調整池とかそちらの機能を持った公園または球技場をつくるというのも一つの案だと思いますが、ちょっとこの場で申し上げてできないというのは答えはできないと思えますが、遊水池を使った公園、球技場という考え方、それについてはどのように思われますか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

今まさに砂子の方で防災公園を計画中でありますので、ここにももしも非常時が起きた場合には仮設の避難所ということになりますが、非常に広い場所でありますのでそこは十分ごみ置き場として検討していく余地があるだろうと思っております。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

松本議員、どうぞ。

○6番（松本英隆君）

やっぱり町民の皆さんの生活が一番だと思うんですが、今の報道を見ておられますとボランティアの方がみえてごみの問題、どうやって持っていくのか、処理するのかというのが多々よく見聞きしていますのでちょっとそちらの方の考え方もこれから続けていっ

てほしいと思います。今回、廃棄物に関する質問をさせていただきました。仮置き場また水害に対しての遊水池、調整池も含めた公園とかも今後の策定の中に考慮していただきまして、また策定できましたらその中身の方も確認させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（横井良隆君）

これで6番松本英隆議員の一般質問を終わります。

続きまして、9番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

1、保育所運営費補助金の疑問についてお尋ねすると題して質問をさせていただきます。

私は平成30年12月定例会、ちょうど1年前でございます、保育園の借地料に対する補助金交付についてお聞きいたしました。今回、再度お聞きいたします。大治東保育園は、1974年4月1日に愛知県より設立の認可を受けています。その当時、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても保育所の設置者が所有権を有しているか、または国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていることが原則でありました。民間の借地は認められていなかったわけでございます。

しかし、現在、大治東保育園の土地は全て民間からお借りした土地になっています。そのため、もともと発生していなかった借地料も現在、町の補助対象となっており、町の負担がふえているのではないのでしょうか。

また、設立時の園の土地に対して、20年後、1994年4月1日、社会福祉法人大治東福祉会を賃借権者、つまり借主として賃借権が設定されています。町の民間保育所補助金交付要綱において、園の借地料に対する補助の制度をつくったのはいつでしょうか。

さらに、大治町東保育園の設置主体の社会福祉法人大治東福祉会の設立年月日は、大治東保育園は1974年4月1日ですが、その後の6月3日になっております。大治東保育園の設立日より設立主体の東福祉会が後でございます。設置主体がないのに保育園の設立が認められるとは考えにくいと私は考えています。大治東保育園は当初、個人立で設立されたのではないのでしょうか。本来、保育園は土地を所有していないと設立が認められていません。その土地が現在全て借地になっており、町が補助金を交付しております。補助金の交付は不適切ではないのでしょうか。

2番、住宅改修などの施策を充実させて、高齢者の転倒予防などに努めてほしいと題して質問させていただきます。

65歳以上の高齢者が救急搬送される事故の約8割は転倒事故であり、その半数以上が家の中での転倒であるといわれております。転倒事故を防ぐためには段差をなくしたり、滑りどめなどの住宅改修が有効でございます。介護保険の要介護認定を受けた方は、所得に応じて1割から3割の自己負担で最大20万円までの費用に対して補助が受けられます。現在、愛知県下の約4分の3の市町村で受領委任払い制度、つまり利用者の立てかえなしの制度となっておりますが、大治町はこの住宅改修もまた福祉用具もこの受領委任払い制度ではございません。そのため利用者が一時立てかえすることになり、利用を自粛する傾向があるといわれております。町として受領委任払い制度の導入の考えはないのでしょうか。

また、介護保険の要介護認定を受けていない方、いわゆる自立の方でも自宅で転倒されたら要介護状態・要支援状態になりかねないと思われれます。そうすると介護保険のサービスを受けることになり、本人にとっても、また町にとっても費用負担がかさむこととなります。自立の方でも段差をなくすなどの住宅改修をしてもらいやすいよう介護保険からではなく、一般会計からの補助制度を導入したらどうでしょうか。

3、要介護認定者に対して障害者控除の認定書を送付してもらい、負担を減らすべきではないでしょうかと題して質問いたします。

町は原則要介護1以上を障害者控除の認定書発行の条件にしています。しかし、該当者に対して障害者控除の認定書どころか申請書も送らないため、町の認定書発行数は認定書や申請書を送っている市町村と比べて格段に低くなっています。あま市では2018年から申請書から認定書を送るようにかえたところ、認定書の発行数は約2倍半にふえたと聞いております。障害者控除をすれば、それだけ税負担が減るだけではなく、保険料、介護保険料、国保の保険税、高齢者の保険料など、そういうのが全て安くなりますので、これは町民のためにもなることとございます。該当者に認定書を送る考えはないのでしょうか。

4、小中学校の体育館は大災害時に避難所となるのでエアコンを設置したらどうかと題して質問させていただきます。

今年度、町内にある小中学校の普通教室と特別教室にエアコンが設置されましたが、体育館には設置されませんでした。小中学校の体育館は、大災害時には全て避難所となります。今、総務省が小中学校の体育館にもエアコンを設置するよう施策を進めておりますが、緊急防災減災事業として小中学校の体育館にエアコンを設置する考えはないのでしょうか。

5番、近年、異常気象が頻発しているが、町として「気候非常事態」を宣言したらどうかと題して質問させていただきます。

近年、異常気象が頻発している状況の中で、2016年12月オーストラリアのデアビン市が世界で初めて「気候非常事態」を宣言いたしました。その後、これを宣言する動きが世界中に広がり、国内でも長崎県壱岐市と神奈川県鎌倉市が宣言しております。町として「気候非常事態」を宣言する考えはないのでしょうか。

以上、5点を質問させていただきます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

保育所運営費補助金について不適切ではないか。適切に決まっています。答えるまでもありません。いろいろ述べられておりましたが、これ愛知県の主管事務でありますので我々答弁する立場にありませんが、県の擁護を一つさせていただきますと、この通告書の8行目から9行目。国もしくはとときて原則であったと丸で切っておられますが、これ大変聞いておられる方に誤解を招く表現であります。実はこれは国から県への通達文でありますけれども、「であった」で丸で切られておりませんで、ではなく「であって望ましいことですが、その一方で」とずっと続きまして緩和条件が書かれています。何ならお読みしましょうか、長い文書ですが。

○9番（吉原経夫君）

何年の緩和条件ですか。

○町長（村上昌生君）

何ですか。

○9番（吉原経夫君）

それは平成12年だと思います。

○町長（村上昌生君）

12年も出ています。これ一番古いのは昭和39年から出ておりますが、そういうふうには緩和条件が書かれております。いずれにしてもこれは県の所管事務でありますので、我々の立場でありませんので県の方でお聞きになればいいと思いますが、保育園を運営する場合に社会福祉法人が土地を借りて保育園を運営するのはいいんですね、これ。いけないというふうにはどこにも書いておりませんが、もしいけないと書かれているのならどこに書かれているのか教えてほしいんですが、いずれにしても県が認められたことありますので我々が認可をしておりませんので、県の方の所管事務だろうと認識しております。

それから、土地に借地権が設定されておるようですが、これ我々管理するところではありませんので、これは地権者と保育所の社会福祉法人の問題でありますので我々が関

知することではありませんが、登記簿謄本をとると借地権が設定されておるようですが、いずれにしても昭和49年のことで45年前の話でありますので、法人の設立準備期間あるいは設立の許可がおりて、許可がおりたのは正確にいうと1949年4月1日と書いてありますが、実は本当は違うんですが、そんなことはどっちでもいいんですが、これ違いますね、正確には。

○9番（吉原経夫君）

いつですか。

○町長（村上昌生君）

それは別に私が答える必要はありませんが、半世紀前のことでありますので今さら言われても記録も残っておりませんし、私もまだ50年前といえますと小学生のころですから聞かれてもわかりませんが、幼稚園・保育園というのは非常に長い歴史がありまして、時代の流れの中でいろんな制度の改正を重ね重ね、そしてよりいいものに現在変わってきたという長い歴史があります。農業の繁忙期の忙しい時期に季節託児所が生まれたり、あるいは女性が働く工場の近くに託児所ができて、そしてそれをお寺がその役目をしてきたという歴史もあります。そうでありますからお寺が保育園とか幼稚園を経営してみえるケースが多いというのはそういう長い歴史の中から生まれてきたんだろうと思います。大治町というのはそもそも田園地帯でありますので、お百姓さんたちが大変忙しい中を子供たちを預かってくれたと、お寺さんが。そんな歴史があったんだろうと思いますが、東保育園もそんな経緯で生まれたんじゃないかなと思います。大治東保育園が保育所として認可を受けて運営され始めたのが昭和29年。昭和29年、もちろん私生まれる前の話ですからわかりませんが、昭和29年から運営をされていますが、その以前から多分託児所としてやっていたんだろうなと想像をします。もちろん個人立に決まっていますよ、こんなものは。先代の老僧の時代ですから古い昔からやっておみえになったんだろうなと思います。昭和20年代といえますと児童福祉法が制定されたのが昭和22年ですから、そんな当時、戦争の犠牲者あるいは引揚者がたくさんおみえになったそんな時代背景をもとに設立された児童福祉法です。「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」という理念が生まれたころです。そんなころに保育所を立ち上げられたんだろうと思います。半世紀前のことを今の尺度ではかるのは非常にナンセンスな話だと思っております。私も東保育園の老僧も非常に御苦勞があったんだろうと思いますので、その苦勞に敬意を表したいと思いますが、今さら批判するようなことはないんじゃないかと思いますが、そういう保育所の礎を切り開いてくれたんだろうと思いますので、東保育園の先代の老僧の時代でありますので私も敬意を表したいなと思います。

それから2番目の質問であります。現在大治町は償還払いをしております。受領委任払いという制度はもちろんありまして、この海部管内でも償還払いをしておりますの

は大治町を含めて2自治体ということで受領委任制度に切りかえたほうが良いということで、これはもう既にそういう指示をしておりますのでそのように準備をしております。

それから住宅改修はもともと介護保険でありますので、介護保険制度の中でやっていくということになっております。

それから3番目の質問でありますけれども、これは税制上の問題でありますので税法上の問題になりますが、日本は基本的に申告納税制度であります。本町では介護認定を受けている高齢者が税の申告を行う場合に障害者控除の適用を受けようとする場合に必要となる認定書、これは内容を確認の上、交付するものでありまして、これは申請があったらきちんと手続の上、発行させていただきたいと思っております。

それからエアコンの問題です。エアコンの問題は、緊急防災事業債というのはこれ議員おっしゃっておられますが、緊急防災事業債というのは地方債の事業でありますのでこれ全額借金ということになってまいります。大治町が全額借金を背負うというような問題でありまして、借金につきましては今3事業がありますので優先順位を考えながら進めていきたいなと思っております。エアコンの問題につきましては、小学校の教室に全てエアコンをつけました。去年の夏、大変暑い夏が続きましたのでエアコンをつけたほうが良いだろうと決断をしまして、それから国にも頼みに行きました。総額で5億円から6億円かかるという非常に大きな事業でありますので、大治町単独でやるにはやっぱり無理がありましたので早速要望書をつくって去年文科省の政務官のところへお願いに行きました。結果、国が補助をするというようなことになりましたがいろんな苦勞がありました。国から補助をつけていただくことになって、今度施工しようと思いましたが全国的にエアコンの設置が集中しましたので今度は請け負ってくれる事業者がいなかったというようなことで本当に苦勞しました。できれば夏休み前につけてやりたかったんですが、いろんな諸事情で夏休み中の工事に延びまして、それでも夏休み明けには設置が何とか完了して、非常に苦勞しましたが議員からはどうして夏休み前にやらないんだとか、やる気がないからだとかいうようなことを言われましたが、我々の苦勞を知ってか知らずかそういう言い方をされました。一言で言えない本当に苦勞があつて何とかつけたんでありますが、その一方で吉原議員は外に向かつては吉原経夫の成果その1、小中学校にエアコンつけましたというようなことを言っておみえになりますので、そういう熱弁を振るっておられましたので、そんな実績があつて成果があるならぜひこちらからお願いをしたいと思っておりますので、そんな成果が上げられるんでしたらぜひお願いしたいとそんなふうに思います。

気候非常事態を宣言する考えはないかということですが、異常気象などの気候変動の影響がかつてなく頻繁になりつつある中で、気候変動が差し迫った課題の一つであるということは地球規模での問題だろうと思っております。町民、事業者、行政機関などそれぞれの立場で主体的に行動していくことが重要だと認識しております。本町といたし

ましては、気候非常事態宣言については今のところその考えはありませんが、温室ガス排出量の削減を目標とする「大治町エコオフィスプラン2030」の取り組みを広く町民や事業者に周知をいたしまして町全体で取り組んでいくように進めていきたいと考えております。以上であります。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

町長、長々と熱弁をありがとうございます。

まず1点目でございますが、私、大治東福祉会どうのこうの言っているわけではなくて、町の補助金の交付が適切かどうかということだけを聞いているのでございます。一応、町長は所有じゃなくてもいいという話でございますが、平成12年3月30日に厚生省児童家庭局長が、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」という通達を出しております。これをちょっと読ませていただきますと、「従来、保育所の設置認可に際しては、保育所を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、保育所の設置者が所有権を有していることを条件にしてきたところである。」と明確にうたっております。「保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物のいずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことであるが、今般、待機児童の解消等の課題に対し、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置する保育所を認可する際の指針を下記のとおりとしたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。」つまり、この通達によりますと平成12年3月30日より以前は原則土地・建物は設置者の所有だと。それ以降いろんな状況の中で貸与も認められるということで、町長は先ほど昭和39年の要項にも民間の方の貸与が認められたと言いますが、この文書を読み解く限りはそんなことは読み取れませんので、昭和39年の文書、該当部分を読み上げてください。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

これ一番先に出たのが昭和39年でそれからいろいろ改正が重ねられてきたということですのでよろしくお願いします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

私も昭和39年とか以前のをいろいろ調べましたがちょっと載っていないで、当時そんな保育所は足りなくて困っているわけでもないの、原則所有、社会福祉法人、保育所に限らないで社会福祉法人が持っている土地・建物については所有が原則だったんですよ。ただ、今昭和39年と言われているけれど根拠を示せないですね。平成12年規制緩和の中で変わってきたわけです。ですから原則は所有なんです。これはお認めになりますか、どうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

答弁ありますか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原経夫議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

県は大治東保育園、大治東福祉会設立を認めました。先ほど町長もいみじくもおっしゃいましたが、大治東保育園は個人立に決まっている。最初、個人立でできたとはっきり言われました。そうです。土地の登記簿を見ますと土地は個人の所有になっております。ですから自分のところの土地で自分のところで、個人の方が自分の土地で設立されたと。大治東保育園として。ということは全然間違っていないです。しかし、1994年6月3日大治東福祉会、社会福祉法人に移管したわけですが、現実的にその理事長の方と土地の所有者、同一人物でしたから借地の建前、名義上は借地になっているかもしれませんが実質所有と一緒にすることなんです。原則所有でないと認められていないところを名義上、1974年6月3日に契約を結んで借地になっていますが実質的には所有と一緒になんです。実質的に所有と同じところに補助金を交付する。借地扱いして補助金を交付する。これはおかしいと私は言っているわけです。その点が不適切だと言っているんです。名義上、借地であっても……

〔「50年前の話だよ、それ」の声あり〕

○9番（吉原経夫君）

今の話です。今補助金交付しているじゃないですか。だから今の問題だと言っているんじゃないですか。きちっと答えなさい。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

行政側、答弁ありますか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

これ昭和49年に県が認可認められたわけで県の所管事務でありますから県が認めれておるんですよ。大治町はその当時補助を出すと決められたんでしょう、その当時から。大治町はそういう施策を打ってきたんじゃないですか、大治町は当時から。だから、その昭和時代から補助を打っておるわけですから、私になってから補助金を出すようにしたわけでもなんでもありませんし、その昭和の時代からずっと補助金を出しておるわけでありますので、保育の責任は大治町の問題ですからいろんな問題を抱えながら保育所というのは大治町の中で整備をされていた。その中で当時の首長さんが補助を打つという判断をされて保育所の運営をされてきたんだというふうに私は思いますので、半世紀も前のことを言われても私もわかりません。それはその当時の時代背景があったんでしょうから今ごろになって言うのはナンセンスですよ。だから、何が問題なのか。問題なら問題のように言ってもらえればいいんじゃないですか。我々は適切に補助金を出しておるだけの話で、仮に法人の経営者とそれから土地の持ち主が代表者が同じであっても法人格と個人は別の問題ですから、法人が個人から土地を借りたって借地権が発生すればそれに対して大治町は補助を打ってきたわけですから、それは今も変わらずに大治町は保育所の運営に対して補助金を打ちますという理解であります。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今、町長の中で少し詭弁があったので、もともと補助制度を打ってきたということですが、もともと個人立で所有でやっておりますからもともと借地料は発生していません

から補助金を打っておりません。町が民間保育所運営費補助金交付要綱で園の借地料に対して補助の制度をつくったから打てるわけです、補助を。いつつくったんですか。最初、私質問いたしましたがいつつくったのか。その答弁がないんですが、いつなんですか。いつなんですか。

[「昭和の時代からあったんでしょう、それは」の声あり]

○9番（吉原経夫君）

なんでそうやってきちっと答えてください。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

次長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

町補助金交付要綱がいつからかというお話でございますが、まず現在の補助金につきましては平成9年、こちらが現在の要項の始まりとなっております。それ以前につきましては単年度ごとの補助金交付要綱で実施してまいりました。したがって、実際書類等が現在ない状況の中でいつからかという明確な時期がわかりませんが、当然過去の40年前の議会において予算として計上され、決算として認定され、終わっているものでございますので適切に処理されているというものであります。

それともう1つ、先ほど来借地料の補助金についてのお話がございます。国から保育料の公定価格というものが決まりまして、町を通して各園に渡します。その中には人件費、事業費、管理費等がございます。この中でその他借地料というのが入ってございませんので、当然町としても保育園の運営の円滑化を図るために町の補助の中に借地料を含めて事業として進めてきたという経緯であるというふうに踏まえております。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

大治東保育園の歴史を言いますと最初個人立だと。当然、土地は所有だから借地料は発生していない。国がそういう借地を認めるようになった背景。これは保育園が足りないということで、それ以降大治東保育園さん、拡張した部分に関しては正当な借地。他の所有者の方から借りている借地でございます。ただ、もともとあったところ所有しているところ、なぜか借地に変わっている。なぜかという国は借地料に対して市町村の補助は考えていなかった。大治町が考えている。だから実行した。補助制度つくった。

それとともに借地に変わっちゃって補助対象になったというふうに考えるわけです。もともと何年度からかわからないということですが、歴史的に見ていくとそういう経過だと。本来、所有じゃないと認められないところ。それが大治町が、国も借地はいいと言いましたが、新たに拡張する部分ですし、借地料に対する補助制度は考えていなかった、国は。市町村が。そういう中で大治町は借地料に対する補助制度をつくった。その途端になぜか借地扱いになっているというふうに考えざるを得ないんですよ。きちっとした説明がされませんから、何年こういう制度をいつつくったとか。ですから、かつてのことではございますが現在もそれが続いている、補助制度として。だから私は不適切だと言っている。その当時どうのこうの、今ごろ言ってもしょうがないという声もありますが、現在でも借地料、毎年何百万と払っているわけですよ。正当な借地だったらそれは国も認めていますし必要だと思います。だけれどももともと所有であるところ、それが国としても借地料として補助制度は考えていなかった、市町村が。大治町がつくったところたまたまなぜか知らないうちに借地扱いになっている。それを昔のことだから関係ないとそういう問題じゃないと僕は思うんですよ。現在も補助金を払っているじゃないですか。何十年前に終わったことじゃないじゃないですか。今でも続いていることですよ。どうお考えでしょうか、町長。

○議長（横井良隆君）

答弁どうぞ。

吉原議員、続けてどうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

時系列でもきちっと証明すべきじゃないですか、正当だということが。昔のことだからわからない。設立認可は愛知県ですが、補助金交付要綱をつくったのは大治町です。補助をしているのは大治町ですよ。なのに説明をされないでしょう。県の設立についてのことを聞いているわけじゃないです、僕は。補助金交付要綱をいつつくったのかと。単年度だといってもいつなんですか。私が思うには1994年4月1日、きちっと賃貸契約を登記させないと補助金は打てませんから、口約束では補助金を打てませんから、こういう1994年4月1日、この近辺じゃないかなと私は類推するわけです。だって、登記してこの証明がないと町としても補助金を出せないわけでしょう。その点どうでしょうか。登記はやっぱり必要じゃないでしょうか、補助金を打つには。その点どうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後0時10分 休憩

午後0時21分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

先ほど公文書がないということでございます。確かに愛知県また大治町にはこの件に関して公文書は残っていないということで、あと調べていただくとしたら大治東福祉会さん、大治東保育園さんに残っているかもしれない、これも。そういうことで今までの答弁の中で東福祉会さん、東保育園さんに聞いてはいないようなので、この件に関して町として大治東福祉会また大治東保育園さんにこの間の経緯をお聞きする考えがあるのかどうか、確認いたします。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉部次長、どうぞ。

○福祉部次長兼保険医療課長（安井慎一君）

先ほど来申しておりますように、適切に補助制度として設計して全て議会の議決も終わっております。町の方からあえて園に何かを申し上げるといったことは一切ございません。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

その当時、決算認定も受けているということでございますが、今回私は疑義を申し上げて今のところ調査する予定がないということでございます。とすれば私個人として直接お聞きしに行くなど調査できる範囲で引き続きやっていきたいと思っております。

2点目でございます。住宅改修、受領委任払いを考えているということでございますが、福祉用具も受領委任払いを考えておられるのでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

住宅改修及び福祉用具につきまして受領委任払いの実施に向けて検討を進めているところでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

ありがとうございます。自立の方、介護の保険の要介護を受けていない方でも先ほど私お話ししましたように、もし自宅で転倒されたらやっぱり本人と町ともに費用がかさむと。町民の何人かの声も聞いております。介護保険を払っていても自立なのでお金が払いっぱなしだと。ただ、もし私も転倒したらまたお金がかかるのでぜひそういう住宅改修、町として補助をしてほしいと。当然、介護保険ではできません。一般会計からしかできないとは思いますが、これは町全体、介護保険、一般会計ありますが全体の費用を考えれば逆に安く済むと私は思うわけで、そこら辺考えがないんでしょうか。再度お聞きいたします。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

最初に答弁したとおり投入する考えはございません。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

介護保険外でもやはり介護予防、介護保険の中でも介護予防ではなくていろいろ事業を一般会計の予算も若干使いながらも事業をやっておられると思いますが、脳トレなどなどそういうものがあるわけでございますが、一番効果があるのはやっぱり私は住宅改修であると思うんですが、そこら辺住宅改修ですね、メリット等々考えたことはないん

でしょうか。

○議長（横井良隆君）

答弁ありません。

続いてどうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

受領委任払いについて、町長は近隣市町村の中でやっているところも多いから切りかえるというふうになんとか準備しているというお話でした。

3番目の要介護認定者に対する障害者控除の認定書に関しても、この海部津島地域では認定書、申請書を両方送っていないのは大治町と蟹江町だけなんですね。ほかはやっているわけです。ですから、先ほど受領委任払いについては近隣市町村を見てやっていないところ少なくなってきたから大治町もやるということですが、この障害者控除の認定もこの件も同様に大治町としても認定書送付を行うべきではないかと。近隣市町村の動きを見ても思うわけですが、そこはどうでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

こちらにつきましても町長が最初に答弁したとおり、今のところ申請の手続を省略しまして障害者の控除対象者に認定書を発送するという考えはございません。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

認定書発行数でございますが、認定書申請書の送付数、あま市は2018年昨年2,042件ございます。また大治町は認定書2016年、2017年の発行数、23、31と全然桁外れに少ないわけです。これは申告は自分でやってくださいというのは原則かもしれませんが、申告しやすいように町として準備する。それは当然町としての責務だと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

当然、この障害者控除制度については広報等でも周知しておりますが、ホームページや各種通知の発送にあわせて周知してまいりたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

周知といっても対象になるのは高齢者の方です。やはり税務申告しやすいように町としてサポートしていく。それ当然行政としての責務。最後に申告するのは当然御本人または家族などなどだと思うんですが、そのサポート、できるところまで準備していくのは町、行政としての責務だと私は思うんですが、ですから他の市町村でもやっているところがふえてきているわけで、あま市なんかだと申請書ではなくて認定書を送るようになったと。お隣ですが。やっぱり行政サービス向上ですよ。町民のために。なんでそれができないんですか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

先ほども議員はあま市が2,000件以上の認定書を交付していると言われておりますが、これ対象者65歳以上の方になります。そういった65歳以上の方といわれるのは多数の方が年金の収入であると。その中で今言う税金的な面で税金がかかるかどうかというところでも判断はされるかと思いますが、ほぼ多数の方がこの65歳以上で年金の収入の方が多数税金がかからない方というふうになっております。ですので当初答弁させていただいたとおり、申請に基づいて認定書の交付をしていきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

税務申告も所得税だけではなくて住民税等々もございます。住民税の方がやっぱり控

除は少ないわけで所得税を払われなくて住民税は払うという方も均等割を除いてですがあるんですよ。やはり控除がふえればそれだけ税金も住民税も減る。それに応じて国保税、介護保険料、後期高齢者医療の保険料が下がっていくわけですよ。全部連動するんです。申告だから個人責任というわけではなくて、ある程度これは控除が受けられますよということを準備する。これは町としての責務だと。最終的に申告するかどうかはそれは御本人または家族の方の御判断かもしれませんが。これを聞いていると町として事務量を減らすためにやっているんじゃないかというように思えてくるんですよ。だって、他の市町村やっているんじゃないんですか、多く。なんで大治町でできないんですか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長、どうぞ。

○民生課長（加藤 謹君）

答弁の繰り返しになりますが、当面は申請の手続を省略して障害者控除対象者の認定書を発送するという考えはございません。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

もう一度再検討するという事はないんですか。

○民生課長（加藤 謹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

民生課長。

○民生課長（加藤 謹君）

今のところといったところで今後その対象者数の方がふえてくるといったときには、またそのときにはまた検討させていただきたいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

この点に関してはぜひとも再検討をしていただきたいと思います。

小中学校の体育館のエアコンの件ですが、町長は地方債ですから全部借金だと言われ

ました。そのとおりです。ただ全部借金で町の100%の負担かというところというわけではないんですね。地方交付税交付金の算定基準の中に何パーセントか入っていくわけですが、何%入っていくんでしょうか、総務部長。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

御指名を受けましたので私の方から。

○9番（吉原経夫君）

お願いいたします。

○総務部長（糸野和彦君）

緊急防災減災事業債につきましては、地方債の交付税措置につきましては元利償還金の70%。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

70%ということがかかった経費の70%が全て国から補填されるわけではございませんが、全額借金だから全額町負担というわけではないんですね。ですから、これは大治町、大災害時を考えていくとエアコン設置、大災害時以外でも小中学校でも使えるわけですからぜひとも検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

ちょっととめてもらっていいですか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時35分 休憩

午後0時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

ちょっと今若干、当然緊急防災事業、防災でしか使えないですが、当然大災害なんで何十年に一度ですから毎年起こるわけでもないですし、当然試運転させていかないといけないですからたまには、試運転ということは必要なわけですからそれで使うというのは当然のことで。だって、実際きくかどうか確かめないといけませんからね。じゃないと大災害時使えるかどうかわかりませんので、そういう点で今質問させていただきましたが、とにかく文科省としても小中学校の体育館のエアコン設置については総務省の方で緊急防災事業債でやっていただきたいとお話がありました。総務省としてもそういうのは来年以降進めていくということで、町としても全額借金ではございますが全額町負担というわけではないので、この点進めていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

最初に町長が答弁したとおりです。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

優先順位をつけていくということで、ということは小中学校の体育館のエアコンの設置は優先順位が低いということなんですか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

緊急防災減災事業としてのお話をさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

緊急防災減災事業の中でのではなくて、町全体の中でやはり地方交付税交付金の算定の中に入るとは言いながらも町負担もあるわけですから当然。やはり町負担がゼロではないですから多額の町負担もありますので、そこら辺優先順位はどうなんでしょうか。町全体の事業としてです。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

今、私がこの時点で通告にないことを答弁は差し控えさせていただきたい。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

では町長にお聞きします。町長は優先順位と言われましたので町長としての優先順位はどうでしょうか。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

減災事業の事業はたくさんありますのでその中で考えていきたいと思ひます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

緊急防災減災事業の中での優先順位と言われましたが、それなら何がその中で優先な  
んですか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

これは担当課を含めて、例えば砂子の防災公園事業だったりいろんな事業がございま  
す。そういうのを含めながら考慮させていただきたいということでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

砂子の防災減災事業はもうやっておりますので当然途中でやめられませんので最優先  
ですね、それはわかります。ただ何が優先かちょっと聞こうと思いましたが、大分通告  
の趣旨とは変わってきていますので、最後の点ですね、気候非常事態宣言でございます。  
当然、町長が言われたように町民の皆様が主体的に行動していただく。これ非常に必要  
で町としてもエコオフィスプラン、そういうのを策定してCO<sub>2</sub>削減に努めていくとい  
うことですが、やっぱり宣言するというのも町内的にも対外的にもアピールする  
一つの手段だと思うんですよ。費用もかかりませんし。そこら辺の考えはないとい  
うことなのですが、アピールできる、費用もかからない。なのになぜ考える答申はない  
んでしょうか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長、どうぞ。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

町長の答弁にもございましたように、今のところ宣言につきましては考えてございま  
せん。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

だからアピールはできる、宣言すれば。対外的にも町内的にもアピールできる。費用もかからない。こんないいこともないのに考えはない。なぜ考えがないんですかと。町長になぜ考えがないんですか。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長。

○産業環境課長（鈴木昌樹君）

今のところ大治町としまして温室効果ガスの排出抑制目標としましたエコオフィスプランの中で町が取り組んでいる内容につきまして町民の方々に周知をしていくとともに、環境の面につきましては3Rの方をメインとしまして町民の方々に知っていただくよう周知をしていく考えでございますのでお願いします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

吉原議員、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

周知していく上でやはりこういう宣言をすればそれだけ本気度も伝わりますし、非常にいいことづくめだと思うんですが、当然それぞれの計画に基づいてやることではございますが、それも宣言すればしっかりやらなきゃいけない。縛りもかかってくる。ですから私はしたほうがいいと思うわけですが、今のところ町長初め行政側は考えがないということですが、どんどん異常気象ひどくなってきますのでぜひこれは考えていただきたい。

これをもちまして9番吉原経夫、一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これで9番吉原経夫議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時43分 散会